

# 市民の権利を保護・実現する刑事手続のIT化を求める意見書

2023年（令和5年）7月13日

日本弁護士連合会

## 意見の趣旨

- 1 刑事手続のIT化は、市民の権利を保護・実現する観点から進められるべきであり、オンラインの活用による電子データの授受を含む接見交通権の拡充や、証拠開示のデジタル化による防御権及び迅速な裁判を受ける権利の実現が図られるべきである。
- 2 刑事手続のIT化は、憲法上の権利である証人審問権や対面で手続に参加する権利などの市民の権利を制約しないものとするべきである。

## 意見の理由

### 第1 はじめに

刑事手続のIT化については、2022年（令和4年）6月27日の法制審議会（総会）第195回会議において、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問第122号」につき刑事法（情報通信技術関係）部会（以下「法制審部会」という。）を設置することとされ、現在、同部会で調査審議が行われている。

刑事手続のIT化に当たり最も重視されるべきことは、憲法上保障された権利を始めとする市民の権利の保護・実現である。いかにIT化により業務が効率化するとしても、それによって市民の権利を損なうことがあってはならない。市民は、被疑者、被告人、被害者、証人、裁判員など様々な立場で刑事手続に関与し得る。ITは、犯罪の被害を受けた市民が、その権利利益の保護を図るための各種措置をより円滑に利用できるように活用されるべきである。裁判員に選任された市民が実質的に裁判に参加することを促進するための配慮も必要である。そして、適正な手続と公正な裁判が実現しないときに最大の不利益を被るのは、生命や自由を奪われる危険に直面する被疑者・被告人の立場に置かれた市民である。にもかかわらず、自らが被疑者・被告人の立場に置かれることは容易に想像できないことから、その権利は、様々な場面で軽視されがちである。しかし、市民は誰もが被疑者・被告人の立場に置かれ得るのであり、だからこそ憲法は、「国民の権利」として「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」（31条）ことなどを保障してい

るのである。それらの権利を軽視することは、罪を犯していない市民を処罰するという最も深刻な人権侵害を引き起こすことを忘れてはならない。刑事手続のIT化は、憲法が適正手続、迅速な裁判を受ける権利や証人審問権を保障していることを十分に踏まえて検討されるべきである。また、障がい者・高齢者を始めとするITの活用に困難を伴う市民の権利が損なわれないような十分な配慮も不可欠である。

## 第2 IT化によって保護・実現されるべき市民の権利

### 1 オンラインの活用による接見の権利の拡充

憲法は、何人も「直ちに」弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されないと規定するとともに（34条）、刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる」と規定して（37条3項）、弁護人の援助を受ける権利を保障している。刑事訴訟法39条1項は、これを受けて、被告人又は被疑者は弁護人又は弁護人となろうとする者と立会人なくして接見することができることを定めている。被疑者及び被告人は、弁護人と対面で接見する権利を有するが、弁護人の援助を十分に受けることができるようにするためには、それに加えて、オンラインを活用して秘密性の確保された接見をすることができるようにすることが必要である。

特に、逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとって、弁護人の助言を得る最初の機会であり、憲法上の保障の出発点を成すものであるから、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要である。しかし、弁護人が留置施設・刑事施設を訪問しない限り接見することのできない現状において、被逮捕者の多くは、「直ちに」弁護人の援助を受けることができている。弁護人から助言を受けることもなく捜査機関から供述を迫られることは、正当な権利行使を困難にし、虚偽供述によるえん罪の原因となっている。全ての事件において身体拘束後「直ちに」弁護士の援助を受けられるようにすることは、憲法上の要請であり、その実現の手段としてオンラインを活用すべきである。

また、公判準備及び公判の段階でも、勾留されている被告人は、弁護人が刑事施設・留置施設を訪問しない限り打合せをすることができないため、大きな防御上の不利益を被っている。こうした被疑者・被告人の不利益は、施設が弁護人の法律事務所から遠く離れている場合に、特に深刻なものとなっている。近年、地方の拘置支所の収容停止・廃止や警察署の統廃合により、そのような深刻な不利益の生じるおそれは増大している。そうした環境に置かれた被疑者・

被告人の不利益を解消するためにも、被疑者・被告人が弁護人等とオンラインを活用して接見できるようにすべきである。

そして、オンラインを活用した接見（以下「オンライン接見」という。）については、「立会人なくして接見」することができるとしている刑事訴訟法39条1項に規定する権利性のあるものとして位置付けるべきである。これまで一部の地域で試行されてきた「電話連絡」や「電話による外部交通」は、秘密性が保障されていないという重大な問題があり、「接見」とは位置付けられないものであって、これらの運用を拡大するのでは、被疑者・被告人の立場に置かれた市民の権利の保護として明らかに不十分である。他方、逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受の防止については、現行刑事訴訟法39条も、2項で「防ぐため必要な措置を規定することができる」としているのであるから、それらを防止する必要性のあることは、オンライン接見の権利性を否定する理由にはならない。

法制審部会においては、オンライン接見につき、人的・経済的コストがかかり、全国の刑事施設・留置施設における設備の整備には時間もかかるとの意見も示されている。しかしながら、新たな設備の整備等に伴い人的・経済的コストが生じるのは、令状手続のオンライン化を始めとする刑事手続のIT化全般に妥当することである。捜査手続を効率化する場面では問題としないコストを、被疑者・被告人の権利保護の場面で殊更に問題とするのは不合理であり、市民の権利を軽視するものであるといわざるを得ない。法制審部会では、取調べ、弁解録取、勾留質問等の手続をオンラインにより行うことが具体的に検討されているが、それらのための設備の整備が可能なのであれば、オンライン接見のための設備の整備も可能なはずである。

2015年に改定された「国連被拘禁者処遇最低基準規則」（ネルソン・マンデラ・ルールズ）は、「国際連合が適切なものとして承認する被拘禁者処遇の最低条件を示すもの」（序則2第1項）であるが、同規則においても、「被拘禁者は、遅滞なく、傍受又は検閲されることなく、通信し、協議をするための十分な機会、時間及び設備を提供されなければならない」（規則120第1項、規則61第1項）とされているように、必要な設備を提供することは、国の責務である。

したがって、オンラインを活用した秘密性の確保された接見については、これを権利として規定した上で、できる限り速やかに、必要な物的設備や人的体制が整った施設を全国にあまねく設けるべきである。

具体的には、刑事訴訟法に「身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、

映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする事ができる方法によつて、第39条第1項の接見をすることができる」旨を規定し、附則において同規定の施行期日を定めた上で、施行期日までに全国の刑事施設・留置施設に必要な設備が整備されるよう、段階的に整備を進める旨を規定すべきである。

## 2 電子データとして作成・管理された書類の授受の権利の確立

刑事訴訟法39条1項は、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者について、弁護士等との間で、前記の接見に加えて、書類又は物の授受をすることができるものとしている。刑事手続のIT化により、書類を電子データとして作成・管理し、オンラインにより発受することができるものとしながら、被告人の立場に置かれた市民にはこれを許さず、紙媒体での授受を強いるのは公正とはいえず、市民の権利を軽視するものといわざるを得ない。証拠書類の多くが電子データとして作成されることとなる一方で、その検討を困難にすることは、被告人の防御権を侵害するものである。法制審部会においては、受信した書類データを被留置者に閲覧させるためにタブレット端末などを貸与すると、当該端末を破壊するなどして自傷他害行為に用いる可能性があり、そのようなおそれのない閲覧設備・施設を全被留置者用に用意することは困難であるとする意見が述べられているが、前記1のとおり、必要な設備を提供することは国の責務なのであるから、市民に紙媒体での授受を強いることを正当化する理由にはならない。

したがって、電子データの送受信による書類の授受についても、前記1の接見と同様、「書類…の授受」をすることができるとしている刑事訴訟法39条1項に規定する権利性のあるものとして位置付けられなければならない。具体的には、刑事訴訟法に「身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、オンラインにより第39条第1項の書類の授受をすることができる」旨を規定し、附則において同規定の施行期日を定めた上で、施行期日までに全国の刑事施設・留置施設に必要な設備が整備されるよう、段階的に整備を進める旨を規定すべきである。

## 3 証拠開示のデジタル化による防御権及び迅速な裁判を受ける権利の実現

検察官から証拠の開示を受け、十分に検討することは、被告人の立場に置かれた市民が自らを防御する上で極めて重要であり、えん罪を防止するために必要不可欠である。それは、再審請求手続において、えん罪被害者を救済するためにも同様である。現在、開示証拠を中心とする書類の謄写に要する費用と時間は、被告人にとって大きな負担となっている。その謄写に要する費用は、証

拠の量の多い事件では数十万円から数百万円に上ることがある上、開示の通知を受けてから謄写が完了するまでに数週間以上を要することもある。謄写の費用を原因として証拠を十分に検討することができないことは、被告人の防御権を不当に制約するものである。また、被告人は、その立場に置かれていること自体により様々な不利益を受けるものであり、証拠の謄写に時間を要する結果、手続の遅延によって生じる不利益は大きく、迅速な裁判を受ける権利（憲法37条1項）が損ねられている。

証拠開示のデジタル化、すなわち、書類を電子データとして作成・管理し、オンラインにより発受することができるものとするを前提に、相手方に関連・謄写の機会を与えるべき証拠等について、オンラインによりその機会を与えるものとすることは、上記のような防御権の制約や手続の遅延を解消する極めて有効な手段であり、実現の必要性が高いというべきである。

検察官から開示を受けた証拠を謄写して検討することは防御活動の基本である。そのため、証拠を謄写することは、明文上権利として規定されている公判前整理手続に付された事件に限らず、確立した実務慣行となっており、公判前整理手続に付されない事件においても、証拠の謄写は被告人側の権利として定められるべきものである。オンラインによる証拠の開示についても、それを恩恵的なものとして位置付けることは許されず、オンラインにより電子データを閲覧しかつダウンロードすることは、被告人側の権利として位置付けられるべきである。

なお、法制審部会においては、証拠開示のデジタル化に関して、情報セキュリティの確保が論点となっている。情報セキュリティの確保はもとより重要であるが、被告人の立場に置かれた市民の権利を保護するためには、弁護人が開示証拠の利用を制約されるようなことがあってはならない。セキュリティ対策を目的とするとしても、弁護人がどのような証拠をどのように検討したのか、反対当事者である検察官が把握することのできるような仕組みを採用することは、防御権・弁護権を不当に侵害するものであり、許されないというべきである。

### 第3 IT化によって制約されてはならない市民の権利

#### 1 証人審問権

憲法37条2項は、「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する」として、証人審問権及び証人喚問権を保障している。被告人が自己の

ために証人を求めようとする場合において、当該証人が被告人の所在する公判廷に出頭することが不能であるとき、ビデオリンク方式によって証人尋問を行うことができるものとするのは、証人喚問権を実現するものと評価することができる。これに対し、証人が、ビデオリンク方式により、被告人と対面することなく被告人に不利益な証言をして、弁護人から非対面で質問を受ければ足りるものとするのは、証人を審問する機会を不十分なものとするものであって、証人審問権を損ねるものである。

証人と対面して反対尋問をする権利を制約することは、刑事裁判における事実認定を誤らせるおそれ大きい。弁護人は、反対尋問において、証言が真実に反することを明らかにするために、証人の視線の向きや顔色の変化など、証人の挙動や態度をつぶさに観察しながら、質問を選び、重ねる必要がある。証人が弁護人と対面することなく、ビデオリンク方式で尋問を受けることは、その観察を困難にするものであり、反対尋問権を制約するものである。また、証人が被告人と対面することなく証言することは、真実に反する証言をする心理的抵抗を低減し、それを容易にする。証人が被告人と対面することなく、ビデオリンク方式で証言をすることは、真実に反する証言により、罪を犯していない市民が処罰されるという、最も深刻な人権侵害を生じさせる危険を大きくするものである。

ビデオリンク方式による証人尋問は、2000年（平成12年）の刑事訴訟法改正により導入され、2016年（平成28年）の改正においても反対尋問権の保障と証人保護の要請をいかに調整するか、相当な議論を経て、一定の要件を満たす場合に限定して拡充されたものであり、刑事手続のIT化に乗じて反対尋問権を制約することは容認されない。もっとも、実務的には、必ずしも対面で反対尋問を行う必要はないと判断することのできる証人も存在し、反対尋問権は権利であるから、被告人側が放棄することは可能である。そこで、被告人側が対面で反対尋問を行う必要がないと判断する証人について、ビデオリンク方式による証人尋問を行うことができるものとするのは、被害者を含む証人の負担を軽減することに加え、迅速な裁判の実現に資する場合もあると考えられる。これに対し、当事者、少なくとも憲法上証人審問権が保障されている被告人に異議がある場合について、対面で反対尋問をする権利を現行法よりも制約することは、許されないというべきである。

外国所在証人については、現行法上のビデオリンク方式による証人尋問の要件である「証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき」（刑事訴訟法

157条の6第2項4号)に該当し得るが、これまでは外国にある場所を証人の所在場所とする規定はなく、実施は不可能であった。その結果、外国に所在する者の供述録取書につき、伝聞例外である刑事訴訟法321条1項2号前段が安易に適用されてきたことを踏まえると、その実施を可能とすることは、反対尋問権の実現に資する面もあるといえることができる。また、当事者に異議のない場合にも、ビデオリンク方式による外国所在証人の尋問は実施可能とすべきである。

また、通訳や鑑定人については、特に少数言語の通訳人の確保が困難な場合があることや、実務上鑑定を命ずる前提として行われている形式的な鑑定人尋問の場面を想定すると、必ずしも対面で行われる必要がなく、ビデオリンク方式により実施することができるものとするのが、迅速な裁判の実現に資する場合もあると考えられる。もっとも、被告人が自らを防御する上で、鑑定人の適格性等について、十分な反対尋問を行う必要のある場合もある。そのような場合において、対面で尋問をする権利が奪われることのないよう、留意する必要がある。

## 2 対面で手続に参加する権利

法制審部会においては、公判前整理手続期日や公判期日への出頭につき、「映像・音声の送受信により出頭させることができる」ものとするのが検討されており、被告人が現実の出頭を希望した場合であっても、裁判所が映像・音声の送受信による出頭を強制できることを想定した議論が行われている。

しかしながら、被告人は、裁判所において裁判を受ける権利（憲法32条）の主体であり、自由が奪われる危険に直面している当事者であるから、その手続に現実に出頭し、対面に参加する権利は尊重されるべきである。被告人が現実の出頭を希望しているときに、映像・音声の送受信により出頭させ、手続を進めることができるものとするのは、業務の効率化のために市民の権利を犠牲にするものであって、許されないといえるべきである。

また、法制審部会においては、勾留質問についても、裁判所にいる裁判官が、留置施設等にいる被疑者・被告人に対して、映像・音声の送受信により手続を行うことができるものとするのが検討されている。しかし、勾留という重大な不利益に直面している被疑者が裁判官と対面して陳述をする権利は、安易に制約されるべきではない。国際人権（自由権）規約9条3項は、「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者」は「裁判官…の面前」に「連れて行かれる」権利を有するとしている。そして、自由権規約委員会は、一般的意見35号で、「個人は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められてい

る官憲の面前に実際に出頭するために連れて行かれなければならない。審問において被拘留者が実際に出頭することは、身体拘束中に受けた取扱いについて調査する機会を与え、継続して抑留する旨決定された場合に、再度の抑留の施設へ直ちに移送することを容易にする。したがって、これは、身体の安全についての権利並びに拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いの禁止の保護手段としての役目を果たす。」（パラグラフ 3 4）との見解を明らかにしている。このように、裁判官の面前に連れて行かれる権利は、市民の自由を保護するために重要な役割を果たすものであるから、仮に、被疑者が重大な感染症に罹患しており、関係者への感染を防止しつつ押送することが不可能といえるような場合などに必要性があるとしても、そのような極めて例外的な場合に限って許容されるものとすべきである。

#### 第4 おわりに

法制審部会においては、多岐にわたる論点について議論がなされているところ、いずれの論点についても、市民の権利を保護・実現する観点から行われるべきである。しかし、これまでの議論において、市民の権利が軽視されていることに、当連合会は重大な危惧感を表明せざるを得ない。

法制審部会の設置に先立ち、2022年（令和4年）3月15日に刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会が取りまとめた報告書\*においては、情報通信技術は「被疑者・被告人、被害者をはじめとする国民について、捜査・公判に関与する負担を軽減し、それらの者の権利利益（憲法上保障されたものを含む。）の保護・実現に資するために活用されるべきである」ことにつき「認識が共有された」ものと確認されていたはずである。

当連合会は、法制審部会の取りまとめに先立ち、上記の認識に立ち返り、刑事手続のIT化を市民の権利を保護・実現する観点から進め、憲法上の権利を始めとする市民の権利を制約しないものとするを、強く求めるものである。

---

\* 「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書  
(<https://www.moj.go.jp/content/001368581.pdf>)